

倫理規程



一般社団法人パーソナルサービス支援機構（以下、当機構）は、多様化する生き方や働き方を応援し、社会的自立に向けて支援を必要とする方々のニーズに対応すべく、就労・福祉・教育・地域活動等の振興に関する支援事業を創造し、社会福祉・地域づくりの推進に寄与することを使命としている。

このような認識のもと、当機構は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

当機構のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 当機構は、その設立目的に従い、社会の諸課題の解決とそのため自律的かつ持続的な仕組みの構築をめざす責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 当機構は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 当機構は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 当機構は、関連法令、定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に基金等に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。

3 当機構は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 当機構は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用してはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第6条 当機構は、利益相反を防止するために、役職員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 当機構は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第7条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

2 当機構は、助成事業等を行うにあたり、理事、監事、社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである

(情報開示及び説明責任)

第8条 当機構は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第9条 当機構は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(連携)

第10条 当機構は、民間公益活動を行う団体その他関係者が、社会の諸課題の解決とそのため自律的かつ持続的な仕組みの構築をともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携に努めなければならない。

(研鑽)

第11条 当機構の役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、民間公益活動の促進による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 当機構は、必要あるときは、委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成30年10月17日から施行する。